

介護保険制度は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援する制度です。



●加入者（被保険者）

| 区分 | 第1号被保険者 | 第2号被保険者 |
|-----------|--|-----------------------------|
| 対象者 | 満65歳以上の方 | 満40歳～満64歳以下の医療保険に加入している方 |
| 保険給付の対象者 | 入浴や食事などの日常生活動作で介護が必要になった方 | 16種類の病気（特定疾病）によって介護が必要になった方 |
| 介護保険料の決め方 | 所得に応じて9段階に設定 | 加入している医療保険ごとの算出方法によって決定 |
| 介護保険料の納め方 | <ul style="list-style-type: none"> ・年金額が18万円以上（月額1万5千円以上）の方は原則として年金から天引き（特別徴収） ・その他の方は、納付書又は口座振替で支払い（普通徴収） | 加入している医療保険の保険料と合わせて納付 |

●介護サービスの利用

介護保険のサービスを利用するためには、高齢者介護課へ要介護認定の申請をして、認定を受けることが必要です。

① 要介護認定の申請

申請に必要なもの

- ・ 要介護・要支援認定申請書（高齢者介護課窓口にあります。）
- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 健康保険被保険者証（第2号被保険者のみ）

② 要介護認定

認定調査員が訪問し、心身の状況について聞き取り調査をします。

主治医から医師の意見書を取り寄せ、認定調査結果と主治医意見書から介護認定審査会において要支援・要介護等の判定を行います。

③ 結果の通知

審査会の結果を基に、認定された場合は

認定結果通知書と介護保険被保険者証を送付します。

④ 介護サービスの選択

認定を受けた方は、次のサービスを利用することができます。

- ◆ 要介護1～5 → 介護サービス（居宅サービスまたは施設サービス）
- ◆ 要支援1・2 → 介護予防サービス
- ◆ 非該当（自立） → 地域支援事業

●サービスの利用料

・ 原則として費用の1割～3割を負担します。

・ 施設利用の場合は、利用料のほかに食費や居住費、日常生活費が必要です。

※ 介護予防サービス、居宅（在宅）サービスは、要介護度ごとに利用できる限度額が決められています。（限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。）

●介護保険料（65歳以上の方）

65歳以上の方の介護保険料は、白老町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された基準額をもとに、住民税の課税状況や前年の所得等に応じて決められます。

【保険料・令和3年度～令和5年度】

国の制度改正により、第1段階から第3段階の保険料が軽減されています。（※軽減前保険料）

| 所得段階 | 保険料（年額） | 対象となる方 |
|------|-----------------------|--|
| 第1段階 | 21,600円 （※36,000円） | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が町民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 |
| 第2段階 | 32,400円 （※50,400円） | <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方 |
| 第3段階 | 50,400円 （※54,000円） | <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方 |
| 第4段階 | 64,800円 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方 |
| 第5段階 | 72,000円 | <ul style="list-style-type: none"> 世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方 |
| 第6段階 | 86,400円 | 本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方 |
| 第7段階 | 93,600円 | 本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 |
| 第8段階 | 108,000円 | 本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 |
| 第9段階 | 122,400円 | 本人が住民税課税で、前年中の合計所得金額が320万円以上の方 |

●介護保険料の納め方

年金を受給されている方は、年金から保険料を天引きする特別徴収が原則となりますが、特別徴収が始まるまでに少なくとも6か月の日数を要しますので、それまでは白老町から送付される納付書または口座振替により納付していただきます。（普通徴収）

●保険料を滞納すると…

特別の事情がないのに保険料を滞納すると、利用者負担が1割～3割から10割（全額自己負担）となり、申請により後で9割～7割分の払い戻しを受けたり、滞納期間に応じて介護保険の給付が制限されたりする措置がとられます。